○厚生労働省告示第百九十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
590から593まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
1546から1568まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	オマリズマブ（メポリズマブ（遺伝子組換え）、ベンラリズマブ（遺伝子組換え）、デュピルマブ（遺伝子組換え）、J045なし	
				（略）	（略）	
				2あり	オマリズマブ（メポリズマブ（遺伝子組換え）、ベンラリズマブ（遺伝子組換え）、デュピルマブ（遺伝子組換え）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	ヘムプロリズマブ（アテゾリズマブ（遺伝子組換え）、サシツズマブ ゴビテカン（遺伝子組換え）、ダトポタマブ デルクステカン（遺伝子組換え）、トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）、トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）、ニボルマブ（遺伝子組換え）、トラスツズマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、ペルツズマブ（遺伝子組換え）、ベバシズマブ（遺伝子組換え）、ラムシルマブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、ルビフィルファタシン アルホデックスナトリウム（遺伝子組換え）、レンバチニブ メシル酸塩、ゲムシタビン塩酸塩、シクロホスファミド・エピルビシン塩酸塩、パクリタキセル、ドセタキセル（遺伝子組換え）、J038（経口投与）、G005、J045なし	
				（略）	（略）	
				9あり	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）、トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）エタノール付加物	
（略）						

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
590から593まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
1546から1568まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	オマリズマブ（メポリズマブ（遺伝子組換え）、ベンラリズマブ（遺伝子組換え）、デュピルマブ（遺伝子組換え）、J045なし	
				（略）	（略）	
				2あり	オマリズマブ（メポリズマブ（遺伝子組換え）、ベンラリズマブ（遺伝子組換え）、デュピルマブ（遺伝子組換え）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	ヘムプロリズマブ（アテゾリズマブ（遺伝子組換え）、サシツズマブ ゴビテカン（遺伝子組換え）、ダトポタマブ デルクステカン（遺伝子組換え）、トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）、トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）、ニボルマブ（遺伝子組換え）、トラスツズマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、ペルツズマブ（遺伝子組換え）、ベバシズマブ（遺伝子組換え）、ラムシルマブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、ルビフィルファタシン アルホデックスナトリウム（遺伝子組換え）、レンバチニブ メシル酸塩、ゲムシタビン塩酸塩、シクロホスファミド・エピルビシン塩酸塩、パクリタキセル、ドセタキセル（遺伝子組換え）、J038（経口投与）、G005、J045なし	
				（略）	（略）	
				9あり	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）、トラスツズマブ デルクステカン	
（略）						